弥富市防犯灯設置等基準

この基準は、弥富市防犯灯（ＬＥＤ灯）の設置に関し必要な事項を次のとおり定める。

１．設置申請方法

区長又は区長補助員の申請とする。

２．設置場所

通り抜けのできる公道上の中部電力株式会社の電柱（以下「電柱」という。）に設置する。ただし、通り抜けできない公道上の電柱であっても道路に接する住宅が６棟以上又は道路延長が概ね 30 メートル以上のときは設置することができる。

中部電力株式会社が共架している西日本電信電話株式会社及びその関連会社が所有する柱については、必要やむをえない場合に限り設置することができる。

３．設置灯数

防犯灯を設置する場合については、電柱１本につき１灯とする。

４．設置費

設置に要する経費は、市が負担する。

５．設置後の維持管理等

設置後の維持管理及び維持管理に要する経費は、市の負担とする。

この基準は、平成７年４月１日より適用する。
この基準は、平成１８年４月１日より適用する。
この基準は、平成２４年４月１日より適用する。
この基準は、平成２８年４月１日より適用する。
この基準は、令和３年４月１日より適用する。